

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部庄和総合支所 No.001

処 分 名	庄和総合支所の会議室・市民ホール・市民ギャラリーの使用の許可
処 分 の 概 要	庄和総合支所内の会議室、市民ホール及びギャラリーを使用するときは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市庄和総合支所会議室等使用規則（平成28年規則第103号）第5条、第6条
審 査 基 準	<p>◎庄和総合支所の会議室等の使用許可は、次の(1)から(4)のいずれかの要件を満たし、(5)から(10)に全該当せず、(11)を了承することが条件になります。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 市内に住所を有する者(2) 市内に通勤し、又は通学する者(3) 代表者が市内に在住する団体(4) その他市長が特に必要と認めたもの(5) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。(6) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。(7) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に春日部市庄和総合支所の名称を使用するとき。(8) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。(9) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。(10) その他管理上支障があるとき。(11) 使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。
標準処理期間	1日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	使用日の3ヶ月前の日から随時（先着順）
申請方法	支所2階総務担当窓口への提出（使用料持参）
備 考	管理上必要があるときは、使用について条件を付すことがあります。公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市庄和総合支所会議室等使用規則

(会議室等の使用者の範囲)

第5条 会議室等を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学する者
- (3) 代表者が市内に在住する団体
- (4) その他市長が特に必要と認めたもの

(使用許可の制限)

第6条 規則第2条の規定による使用の許可は、会議室等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に春日部市庄和総合支所の名称を使用するとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
- (6) その他管理上支障があるとき。

2 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部庄和総合支所 No.002

処 分 名	庄和総合支所の会議室、市民ホールの使用料の減免
処 分 の 概 要	庄和総合支所内の会議室及び市民ホールの使用料の減免を受ける場合は、市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成17年条例79号）第3条 春日部市行政財産使用規則（平成17年規則第133号）第8条の2、第9条、春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成19年条例第33号）
審 査 基 準	◎庄和総合支所の会議室及び市民ホールの使用料の減免は、次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たすことが必要です。 (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用するとき。 (2) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成19年条例第33号）に規定する障害者等及び障害者団体が利用するとき (3) その他市長が特に認めたとき ・福祉団体、他行政機関が使用する場合又は市の担当窓口からの依頼があった場合 など
標準処理期間	1日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成31年4月1日）
申請時期	使用許可申請と同時
申請方法	支所2階総務担当窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市行政財産の使用料に関する条例

(使用料の減免)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用するとき。
- (2) その他特別の理由があるとき。

■春日部市行政財産使用規則

(総合支所の使用料の減免)

第8条の2 条例第3条第2号の規定により、条例別表に掲げる総合支所施設を利用するときの使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例(平成19年条例第33号)に規定する障害者等及び障害者団体が利用するとき 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則(平成19年規則第52号)の規定による減額又は免除

- (2) その他市長が特に認めたとき 減額又は免除

(使用料の減免申請手続)

第9条 条例第3条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、行政財産使用料減免決定通知書(様式第7号)又は行政財産使用料減免却下通知書(様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

(使用料等の減免)

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。